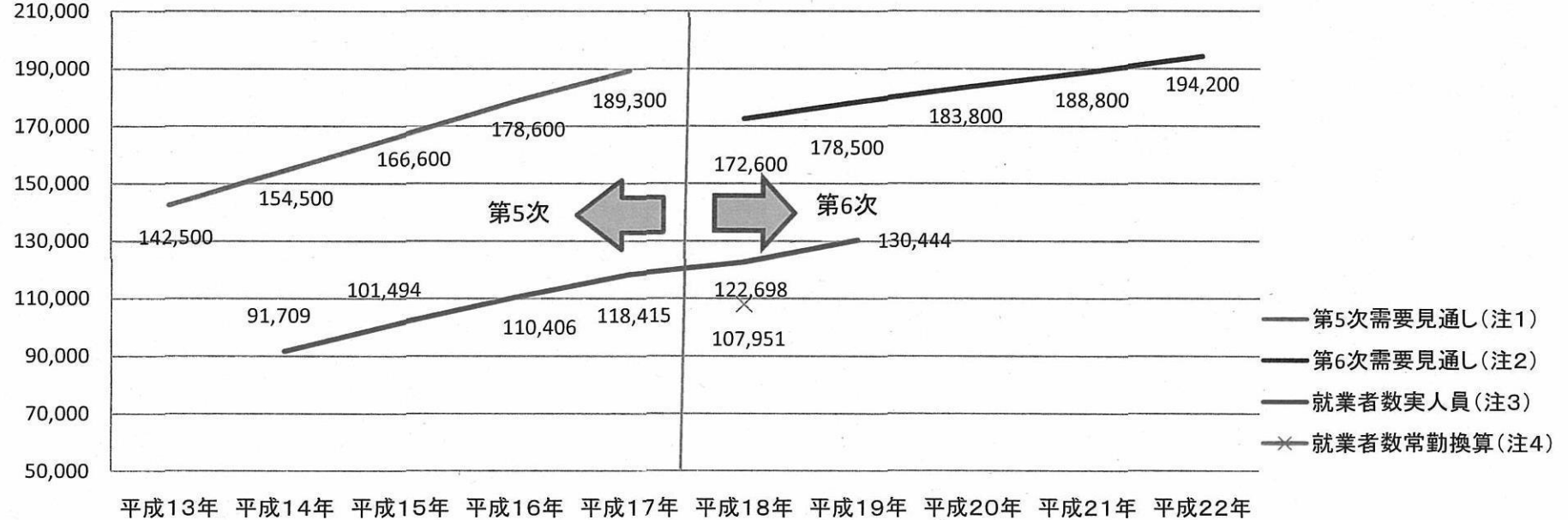


## 「介護保険関係」における看護職員需要見通しと就業者数

(単位:人)



注1)第5次需要見通しは、都道府県による実人員の積み上げで集計。

注2)第6次需要見通しは、介護保険施設等において短期労働者(パート、アルバイト等)について、実労働時間を踏まえて常勤換算して、記入したものを都道府県で積み上げ、集計。

第6次は第5次と異なり、介護保険施設等、例えば介護老人福祉施設に対する実態調査を行うとともに、望ましいと考えられる事項や施設で見込むべき人員数を明示している。

なお、居宅サービスにおいては、既存統計資料の活用や抽出調査でも可だが、望ましいと考えられる事項や施設で見込むべき人員数を明示している。

また、過大な時間外勤務がある場合には、その削減を目指して必要な増員を考慮している。

注3)就業者数実人員については、常勤・非常勤の数である。なお、隔年ごとに実施している「衛生行政報告例」及び推計により計上。

注4)就業者数常勤換算については、「衛生行政報告例」において平成18年のデータしかないため、そのみ計上。

注5)「介護保険関係」とは、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、居宅サービス、訪問看護ステーションである。

注6)就業者数実人員について、平成13年分は介護老人福祉施設、居宅サービスが入っていないので、掲載していない。